

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書

(議決日8月4日)

令和2年7月豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、現時点で判明しているだけでも60名を超える多くの尊い命が失われ、住家についても全半壊が500棟以上、床上浸水が5,500棟以上の被害を受けている。また、道路、河川、鉄道、農地・農業用施設、保健医療福祉施設、公立学校施設等の損壊や山地の崩壊、さらには地域の生活を支える商工業や観光業、農林水産業等に甚大な被害が生じている。

そうした中、国においては豪雨災害発災直後から、迅速な先遣隊の派遣、政府現地災害対策室の設置に加え、被災者の救助活動、プッシュ型支援による食料供給など、政府一体となって災害応急対策に御尽力いただいた。さらに、7月31日には『被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ』を閣議決定し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域の特性を踏まえ、緊急に対応すべき施策を取りまとめていただき深く感謝する。

本県では、今回の未曾有の災害に対し、引き続き国との連携のもと被災地の一日も早い復旧・復興の実現を目指す所存であり、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 激甚災害（本激）指定及び全面的な財政支援

令和2年7月豪雨について、「激甚災害（本激）」として早期に指定すること。また、被災地域の一日も早い復旧・復興が実現できるよう、予備費の活用や早期の補正予算編成をはじめ、特別交付税の重点配分等、特別な財政措置を講じること。

なお、今後、当県の様々な財政支援や基準緩和等の要望を検討する際は、我が国が現在新型コロナウイルス禍にあり、経済状況等が著しく落ち込んでいるという現状を十分に勘案すること。

2 被災者救護と生活再建に向けた支援

今回の豪雨災害では浸水による被害が甚大かつ広範囲に広がっており、半壊世帯でも修理等に多大な費用が必要となり、住まいの再建に障害が生じることが見込まれる。そのため、被災者生活再建支援制度について、半壊世帯も対象とするとともに、支給額を増額すること。

また、生活再建を早期に進めるため、被災市町村が行う堆積土砂等の撤去を一日でも早く完了できるよう、堆積土砂排除事業の実施について、継続的な技術支援を行うこと。併せて、災害廃棄物等の早期処理のため、補助率の嵩上げなど、特別な財政措置を講じること。

3 生活インフラの早期復旧に向けた強力な支援

電気、ガス、水道、地域公共交通、情報通信ネットワークなど、県内各所で寸断されたライフラインの早期復旧のための財政支援を講じること。

また、これまでに166か所に生じた県内全ての孤立集落を早期に解消するため、県と連携した集落へのアクセス状況の把握やその共有をお願いするとともに、孤立の原因となっている寸断

された道路をはじめとする生活インフラの早期復旧に向けて支援を講じること。

さらに、道路、河川、橋りょう及び下水道など公共土木施設の災害復旧事業、災害対策関連事業及びその調査の早期実施について、特段の措置を講じるとともに、公共土木施設等の早期復旧、現場対応、自治体支援に必要な国関係機関の人員についても確保・派遣すること。

4 医療・福祉施設等、教育・文化環境の早期復旧に向けた支援

被災した医療施設や社会福祉施設等について、現地での復旧が困難なことによる移設や仮設施設の整備、補助対象となっていない設備整備等を要することも想定される。そのため、早期に被災者等へ十分な医療・福祉を提供できるよう、被災状況や地域の実情に応じた特別な財政措置を講じること。

また、学校等施設・設備についても、早急な災害復旧や学校再開後の授業の円滑な実施のための教職員等の増員やICT環境の整備などについて、特別な財政措置を講じるとともに、被災した児童生徒の心のケア等に係る支援体制の充実を図るため、特段の措置を行うこと。

さらに、損壊した文化財等の早期復旧についても、技術的支援を含めた全面的な支援を行うこと。

5 商工業及び農林水産業の早期復旧に向けた支援

熊本地震と新型コロナ禍の二重苦により、中小事業者の経営が極めて厳しい状況にある中、今回の大災害により、三重苦となった。甚大な被害を受けた者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が実現できるよう、なりわい再建補助金や持続化補助金等の財政支援を行うにあたっては、被災企業の実情や特性を十分に踏まえること。また、金融面での力強い支援、地域の雇用の維持・確保につながる手厚い支援を行うこと。

今回、農林水産業も大きな被害を受けており、農地・農業用施設及び治山・林道等に係る災害復旧事業、農業用施設・機械及び共同利用施設等の復旧に係る「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び「被災木材加工流通施設等復旧対策事業」について、国庫補助率の嵩上げ、十分な予算の確保及び地方負担分に係る額について地方財政措置を講じること。さらに、原形復旧に止まらず、改良復旧、再編復旧が適切に進むよう、制度の充実及び十分な予算確保を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策である「経営継続補助金」、「高収益作物次期作支援交付金」については、被災した農林漁業者が不利とならないよう柔軟な対応を行うこと。

6 住宅適地に乏しい中での特別な措置による支援

住宅適地に乏しい当地域の特性を踏まえると、住まいの再建に際し、新たな宅地の造成や関連する生活インフラの整備等、他の地域以上に被災者支援が必要となることが見込まれるため、特別かつ強力な財政措置を講じること。

7 観光業に対する支援

本県の基幹産業の一つであり、熊本地震後の新型コロナ禍の中で、既に甚大な影響を受けている観光業が事業継続できるよう、GoToキャンペーンにおいて、被災地域向けの特別枠を設けるとともに、事業終了後に「ふっこう割」等の特別キャンペーンを復旧状況に応じて実施するなど、被災地域に特化した需要喚起策等の財政支援を講じること。

8 海域漂流物の早期回収に向けた支援

船舶の航行や漁業の操業等に重大な支障を来している流木等の海域漂流物について、早期かつ確実な回収・処分に向け、十分な予算を確保すること。

9 鉄道の早期復旧に向けた支援

経営基盤が脆弱な肥薩おれんじ鉄道及びくま川鉄道の早期復旧に向けて、災害復旧事業に係る十分な予算を確保すること。

また、甚大な被害を受けたJR肥薩線については、早期の全線復旧が実現するよう特別な財政措置を講じること。

10 球磨川流域の安全・安心に向けた検証

今回の豪雨により球磨川流域を中心に多くの氾濫箇所では激甚な災害が発生したことから、将来に向かって流域住民が生命の危機にさらされることなく安全・安心な生活が送れるよう、今回の豪雨災害に関する国、県、流域市町村が連携した検証について取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

議員提出議案第2号：国土強靱化の継続・拡充を求める意見書

（議決日8月4日）

平成28年4月、かつて経験したことのない震度7の地震を二度にわたり経験し、上益城郡益城町を中心として県内で大きな被害を受け、一日も早い復旧・復興に取り組んでいる中、今年7月の豪雨災害が発生し、県内で60名を超える人命を奪うとともに、公共土木施設、農業用施設等の被災、浸水による家屋被害など、県南部を中心に県内各地で甚大な被害をもたらした。現在、一日も早い復旧・復興に昼夜を問わず取り組んでいるが、改めて災害に強く安全安心な熊本づくりを強力に推進する必要がある。

そうした中、県下の状況は、国土強靱化地域計画に基づく強靱化対策や、高度経済成長期に整備されたインフラ等の老朽化対策について、現在取り組んでいる3カ年緊急対策のみで完了するものではなく、長期的かつ計画的に取り組むことが極めて重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 3カ年緊急対策の取組期間が終了する令和3年度(2021年度)以降においても、長期的な見通しのもと、対象事業の拡大と別枠による必要な予算の確保など、対策の抜本強化を図ること。なお、新型コロナウイルス感染症への対応下であっても、新型コロナウイルス感染症に関連しない国の補助事業が縮小されることがないように配慮すること。
- 2 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

3 施設等の災害復旧事業については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大や、国庫補助制度や地方財政措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、国土強靱化担当大臣

議員提出議案第3号：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める 意見書

（議決日8月4日）

国の二度にわたる補正予算において、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設・増額され、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できることとなった。

現在、県及び県内市町村では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、標記交付金を活用した様々な対応策を検討している中、令和2年7月豪雨により県内各地で甚大な被害が発生した。新型コロナウイルス対応を行いながら、当面、災害救助、自宅の応急修理、さらに復旧に重点化するため、被災市町村はもとより応援する市町村を含め、標記交付金の有効活用に向けた十分な検討が進まないことが懸念される。

また、有効な治療薬やワクチンなどが開発されるまでは、今後の第2、3波に備えることが重要であるが、今後の影響が十分に見通せない中、現時点で将来を見据えた課題を念頭に、事前に制度設計をすることは困難な面がある。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、用途を限定せず、基金積立により複数年での活用を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域ごとに実情が異なるため、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟に活用できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生）

議員提出議案第4号：過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書 （議決日8月4日）

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面している。

また、熊本地震の影響で過疎市町村の財政状況については大変厳しい状況が続いている中、今般の令和2年7月豪雨により、県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受けており、さらに厳しい財政状況となることが予想される。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 現行法の期限終了後も、地方の実態に即した地域の指定を含め、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度を充実・強化すること。
- 2 新法においても、現行法第33条の規定による「市町村の配置分合等があった場合の特例」（いわゆるみなし過疎及び一部過疎）を引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣